

○ ごども家庭厅告示第一号 厚生労働省

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第一条の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成二十七年厚生労働省告示第二百九十二号）の一部を次の表のように改正し、令和七年四月一日から適用する。

令和七年一月二十四日

こども家庭庁長官 渡辺由美子

改 正 後	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める特 殊の疾病は次の各号に掲げるとおりとする。
改 正 前	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める特 殊の疾病は次の各号に掲げるとおりとする。
一〇四〇 (略)	一〇四〇 (略)
四十一 LMNB 1 関連大脳白質脳症	四十一 LMNB 1 関連大脳白質脳症
四十二 九十七 (略)	四十二 九十六 (略)
九十八 原発性肝外門脈閉塞症	九十七 百二十一 (略)
九十九 百二十二 極長鎖アシル-COOA 脱水素酵	九十九 百二十二 極長鎖アシル-COOA 脱水素酵
百二十三 素欠損症	百二十三 百五十七 (略)
百五十八 出血性線溶異常症	百五十九 百六十 (略)
百七十四 (削る) 百七十三 睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症	百六十一 百七十二 (略)
二百四十七 百四十六 (略)	百七十四 二百四十六 (略)
二百六十 乳兒発症STING関連血管炎	二百四十七 二百五十九 (略)
二百六十一 二百八十二 (略)	二百四十八 二百五十九 (略)
二百八十三 PURA関連神経発達異常症	二百六十一 二百八十二 (略)
二百八十四 三百四十七 (略)	二百八十四 三百四十七 (略)
三百四十八 免疫性血小板減少症	三百四十九 三百七十三 (略)
三百七十四 口ウ症候群 (略)	三百七十五 三百七十六 (略)
三百六十八 三百六十九 (略)	三百六十九 三百六十八 (略)